府　令

○内閣府令第六十三号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十号）の施行に伴い、並びに国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年八月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法第二十七条の五の内閣府令で定める特定事業） **第十三条**　法第二十七条の五の内閣府令で定める特定事業は、次に掲げる事業とする。 一　中小企業者（中小企業基本法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が行う第一条第一号イ（1）から(3)まで及び(5)に掲げる事業に限る。）及びハ並びに第二号に掲げる事業に係るもの ［号を削る。］ 二‖　次に掲げる要件の全てを満たす小規模企業者が行う第一条第三号に掲げる事業に係るもの ［イ・ロ　略］ （法第二十七条の五の内閣府令で定める要件） **第十四条**　法第二十七条の五の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定めるものであること。 ［イ～ニ　略］	（法第二十七条の五の内閣府令で定める特定事業） **第十三条**　法第二十七条の五の内閣府令で定める特定事業は、次に掲げる事業とする。 一　中小企業者（中小企業基本法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。次号において同じ。）が行う第一条第一号イ（1）から(3)まで及び(5)に掲げる事業に限る。）及びハ並びに第二号に掲げる事業に係るもの 二‖　中小企業者が行う法第十八条の規定による規制の特例措置の適用を受ける事業 三‖　次に掲げる要件の全てを満たす小規模企業者が行う第一条第三号に掲げる事業に係るもの ［イ・ロ　同上］ （法第二十七条の五の内閣府令で定める要件） **第十四条**　法第二十七条の五の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　［同上］ 二　次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定めるものであること。 ［イ～ニ　同上］
ホ　設立の日以後の期間が三年以上五年未満の会社（前条第二号に掲げる場合を除く。）次に掲げる要件の全てを満たすものであること。 (1)～(3)　略 ［三～八　略］ （国家戦略特別区域担当大臣の指定に係る手続等） **第十五条**　［略］ ［2～4　略］ 5　国家戦略特別区域担当大臣は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して五年（第十三条第二号に掲げる特定事業にあっては、三年）を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。 ［6～12　略］	ホ　設立の日以後の期間が三年以上五年未満の会社（前条第三号に掲げる場合を除く。）次に掲げる要件の全てを満たすものであること。 (1)～(3)　同上］ ［三～八　同上］ （国家戦略特別区域担当大臣の指定に係る手続等） **第十五条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　国家戦略特別区域担当大臣は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して五年（第十三条第三号に掲げる特定事業にあっては、三年）を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。 ［6～12　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別記様式第五の四中「第第11条の２」を「第11条の２」に改める。

附　則

この府令は、令和五年九月一日から施行する。

○内閣府令第六十四号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十号）の施行に伴い、及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第一項の規定に基づき、構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年八月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

構造改革特別区域法施行規則（平成十五年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（構造改革特別区域計画の認定の申請） **第一条**　構造改革特別区域法（以下「法」という。）第四条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。	（構造改革特別区域計画の認定の申請） **第一条**　構造改革特別区域法（以下「法」という。）第四条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。